平成29年 第4回 当別町教育委員会定例会議事録

日 時 平成29年3月24日(金) 午後3時00分

所 役場3階 中会議室

本庄教育長、武岡教育長職務代理者、白井委員、寺田委員、小林委員 出席者

野村教育部長、山崎管理課長、小出社会教育課長、須藤子ども未来課長、村上 出席職員 管理課主幹、水谷管理課主幹、須藤社会教育課主幹、三浦社会教育課主幹、高 島学校教育係長、春田総務係主査、高田学校教育係主査、櫻田一貫教育推進係

長、上島社会教育係長、寺島子ども係長、刑部子育てサポート係主査

傍 聴 者 0名

【開会の宣言】 本庄教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより平成29年第4回当 別町教育委員会定例会を開催致します。
【議事日程】 本庄教育長	日程につきましては、各委員に配付しています日程表により議事に入り ます。
【日程第1】 本庄教育長	日程第1、報告第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりました報告第1号、平成28年度3月補正予算について、提案の説明を申し上げます。 第2回定例会において協議案第1号として提案させていただき、委員各位のご了解をいただきました補正予算につきまして、平成29年第1回当別町議会定例会において3月7日に可決されましたので委員会に報告するものであります。 よろしくご審議をいただきまして、ご承認をよろしくお願い致します。
本庄教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第1号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第1号は原案の とおり承認致しました。

【日程第2】 教育長	日程第2、報告第2号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりました報告第2号、平成29年度当初予算について、提案の説明を申し上げます。 第2回定例会において協議案第4号として提案させていただき、委員各位のご了解をいただきました平成29年度教育委員会関係の歳入の総額を188,118,000円、歳出の総額を736,143,000円にしようとする当初予算が、平成29年第1回当別町議会定例会において3月17日に可決されましたので委員会に報告するものであります。 よろしくご審議をいただきまして、ご承認をよろしくお願い致します。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第2号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第2号は原案のと おり承認致しました。
【日程第3】 教育長	日程第3、報告第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりました報告第3号、当別町障がい児保育事業実施規則の一部を改正する規則制定について、提案の説明を申し上げます。 第2回定例会において協議案第2号として提案させていただき、委員各位のご了解をいただきました当別町障がい児保育事業実施規則の一部を改正する規則制定については、平成29年2月24日付けで制定されましたので委員会に報告するものであります。 よろしくご審議をいただきまして、ご承認をよろしくお願い致します。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第3号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。

	(「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第3号は原案のと おり承認致しました。
【日程第4】 教育長	日程第4、議案第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりした議案第1号、当別町子ども・子育て会議委員の解職について、提案の説明を申し上げます。 当別町子ども・子育て会議委員堀内ゆかり氏は平成29年3月31日をもって辞任したい旨の届出がありましたので、解職するため委員会の議決を得ようとするものであります。 よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、子ども未来課長より説明いたします。
教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	それでは私の方から説明いたします。議案4ページと合わせて、別冊1ページをご高覧願います。 当別町子ども・子育て会議委員につきましては、条例設置の委員会で、子どもや子育て支援にかかる事業や施策、その推進及び保育所・幼稚園利用定員、保育料に関して審議をする委員会です。このうち、北海道医療大学推薦の堀内ゆかり委員は、3月31日付けで大学を退職することになったことに伴い、子ども・子育て会議委員の辞任届が2月27日にありましたので、平成29年3月31日をもって、委員を解職しようとするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第1号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第1号は原案の とおり決定致しました。
【日程第5】 教育長	日程第5、議案第2号を上程致します。 提案の説明を求めます。

	教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりました議案第2号、当別町子ども・子育て会議委員の委嘱について、提案の説明を申し上げます。 当別町子ども・子育て会議委員に欠員が生じましたので、新たに今井常 晶氏を委嘱するため、委員会の議決を得ようとするものであります。 よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。 なお、詳細につきまして、子ども未来課長より説明いたします。
教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	それでは私の方から説明いたします。議案第1号で議決をいただきました子ども・子育て会議堀内委員の解職に伴いまして、後任委員の推薦を医療大学に求めたところ、後任委員として今井常晶氏の推薦がありましたので、残任期間であります、平成29年4月1日から平成29年9月30日までの期間で当別町子ども・子育て会議委員の1号委員として委嘱をしようとするものであります。なお、今井氏におかれましては、北海道医療大学心理科学部の講師として長年所属し、臨床心理士、言語聴覚士、音楽療法士の資格を持っており、主に専門は発達障害児童への音楽療法で活躍をされている先生でございます。よろしくご審議をお願いいたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第2号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第2号は原案の とおり決定致しました。
【日程第6】 教育長	日程第6、議案第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりました議案第3号、当別町教育委員会行政組織規則 の一部を改正する規則制定について、提案の説明を申し上げます。 学校運営協議会を教育委員会の附属機関とするため、規則の一部を改正

	しようとするものであります。 よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきまして、管理課長から説明いたします。
教育長	管理課長
管理課長	まず、議案につきましては、6ページ7ページとなります。私の説明といたしましては、別冊2ページの新旧対照表により説明申し上げます。本改正は、学校運営協議会を教育委員会の附属機関とするため所用の改正を行うものであります。改正内容については、第14条第1項に8号として学校運営協議会を追加するものです。簡単ではありますが、説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第3号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第3号は原案の とおり決定致しました。
】【日程第7】 教育長	日程第7、議案第4号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりました議案第4号、当別町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について、提案の説明を申し上げます。 学校運営協議会及び小中一貫校の設置、赴任期限の開始基準日の改正並びに特別警報による臨時休業措置等のため規則の一部を改正しようとするものであります。 よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきまして、管理課長から説明いたします。
教育長	管理課長
管理課長	まず、議案につきましては、8ページから57ページとなります。私の 説明といたしましては、別冊の新旧対照表3ページから70ページにわた っておりますので、その中から主な改正点についてご説明申し上げます。

ただ今の提案説明にもございましたが、改めて今回の学校管理規則の改 正趣旨につきまして3点説明をさせていただきます。

まず、本改正は、1点目として当別町立学校に学校運営協議会を設置するため及び小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための所要の改正を行うものであります。

大きな2点目として気象等に関する特別警報が発表されるなど校長が 臨時に授業を行わないことが判断できる場合を具体的に示すことにより 児童生徒の安全が確保できることから、臨時休業の措置が適切に講じるこ とができるようにするための所要の改正であります。

3点目として、当別町立学校管理規則の一部を改正する規則の施行によりまして、介護休暇及び介護時間の届出様式を追加すること、また、北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則の施行によりまして、 赴任期限等の開始基準日を辞令を受けたときから、発令の通知を受けたと きに改めることが大きな改正点でございます。

続いて主な改正箇所について新旧対照表にてご説明申し上げます。

別冊7ページをお開きください。第9条第1項におきまして、2以上の学校について1の学校運営協議会を置くことができるとし、同条第2項において学校関係者評価について学校運営協議会による評価を行うことができるようにしようとするものであります。

次に、12ページをお開きください。第22条第1項におきまして当別 町に気象等に関する特別警報が発表されたとき等と追加し、校長が臨時に 授業を行わないことの判断ができる場合を具体的に例示を示すものであ ります。

第23条において、当別町立学校において小中一貫教育を施すことができるようにするため、学校教育法第79条の9の規定により中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校とするため、小中一貫校を加えようとするものでございます。

15ページをお開きください。第33条第5項及び第6項に介護休暇及 び介護時間取得のための届出様式を新たに加えようとするものでありま す。

18ページをお開きください。第43条第1項中、赴任の開始基準日を 辞令を受けたときではなく、発令の通知を受けたときに改めようとするも のであります。また、第44条中、校長の事務引継ぎ基準日を辞令を受け たときではなく、転任、休職、退職等の場合に改めるものです。

また、今回の改正では、所要の規定の整備として、字句の整理を行うことや別記様式の表記を改めようとする等の改正を行っております。

教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第4号は原案のとおり決定してご異議

	ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第4号は原案の とおり決定致しました。
【日程第8】 教育長	日程第8、議案第5号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今議題となりました議案第5号、当別町要保護及び準要保護児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則制定について、提案の説明を申し上げます。 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費を追加するため、規則の一部を改正するものであります。 よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきまして、管理課長から説明いたします。
教育長	管理課長
管理課長	議案につきましては、58ページから62ページとなります。私の説明といたしましては、別冊の新旧対照表71ページから77ページに沿って説明を申し上げます。 繰り返しになりますが、本改正は就学援助の支給対象費目に生徒会費及びPTA会費を追加するため所要の改正を行うものでございます。 別冊76ページをお開き願います。別表第3条関係の中に生徒会費とPTA会費を追加したものです。戻って72ページをお開きください。こちらには、実際に就学援助費の支給額を記載しているところでございます。第4条4号と5号に生徒会費及びPTA会費をそれぞれ追加しております。また、この規則についても改正に併せ字句の整理を行っております。 簡単ではありますが、改正内容の説明といたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。
小林委員	支給時期について、5月9月12月とかいろいろ書いていますが、支給時期はこれが適正であるということでしょうか。
管理課長	現在の支給時期については、適正な時期であると考えているところでございます。

武岡委員

支給費目については、町独自の判断で決められるものなんでしょうか。 一番進んでいる市町村では、準要保護世帯にこれ以外に支給している費 目はあるのでしょうか。また、あるとすればどのような費目に対して支給 しているのでしょうか。

管理課長

今回の改正では、これまでの支給費目に加えて生徒会費とPTA会費を追加して支給しようとするものであります。国の基準では、これに加えてクラブ活動費というのがございます。当別町では支給しておりませんが、財政当局と相談しながら支給できるように進めていきたいと考えているところでございます。

教育長

他になければ、質疑を打ち切り、議案第5号は原案のとおり決定してご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第5号は原案の とおり決定致しました。

【日程第9】

教育長

日程第9、議案第6号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

(提案の説明)

ただ今議題となりました議案第6号、当別町学校評議員設置要綱の一部 を改正する訓令制定について、提案の説明を申し上げます。

当別町立学校管理規則の一部改正に伴い訓令の一部を改正するものであります。

よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきまして、管理課長から説明いたします。

教育長

管理課長

管理課長

議案につきましては、63ページ、64ページとなります。私の説明といたしましては、別冊の新旧対照表 78ページに沿って説明を申し上げます

本改正は、当別町立学校管理規則の一部改正により学校運営協議会を置くことから所要の改正を行うものであります。

改正内容については、第1条において、当別町立学校管理規則の一部改

正により学校評議員の該当条文がずれたため改めようとするものであり ます。 また第4条第2項におきまして、学校評議員として委嘱できるものとし て、当該学校職員を除外する規定を設けようとするものであります。 簡単ではありますが、改正内容の説明といたします。 ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 教育長 なければ、質疑を打ち切り、議案第6号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第6号は原案の とおり決定致しました。 【日程第10】 教育長 日程第10、議案第7号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。 (提案の説明) 教育部長 ただ今議題となりました議案第7号、当別町教育委員会後援取扱規程の 一部を改正する訓令制定について、提案の説明を申し上げます。 当別町教育委員会における後援の承認基準及び手続き等を改めるため、 訓令の一部を改正しようとするものであります。 よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきまして、管理課長から説明いたします。 教育長 管理課長 議案につきましては、65ページから73ページとなります。私の説明 管理課長 といたしましては、別冊の新旧対照表79ページから86ページに沿って 説明を申し上げます。 本改正は、後援にかかる承認基準及び手続きを改め、申請者にとってよ りわかり易いものものとするため、所要の改正を行うものであります。 主な改正点につきましては、まず、別冊79ページの第1条におきまし て、従前、団体及び個人が実施すると規定しているところを削除して、団 体、個人を問わずに申請できるように規定したところです。また、そのこ とに伴いまして、第2条第1号の団体に関する規定を削除したところでご ざいます。また、80ページの第5条におきまして、後援承認を取り消し た場合に使用する後援承認取消通知書を新たに規定し、第7条において、 承認基準第1号中に収支計画が明確なものであることを新たに明示した

	ものであります。また、2項には教育長が認めた場合にはこの限りでないといった規定を追加したところです。その他各条におきまして字句の整理等を行ったところでございます。 以上、改正内容の説明といたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第7号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第7号は原案の とおり決定致しました。
【日程第11】 教育長	日程第11、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は 関連がありますので一括上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりました議案第8号、当別町特別支援学級介助員任用取扱要領を廃止する訓令制定について、議案第9号、当別町特別支援教育支援員任用取扱要領を廃止する訓令制定について、議案第10号、当別町学校教育指導員任用取扱要領を廃止する訓令制定について、議案第11号、当別町小中一貫教育推進講師任用取扱要領を廃止する訓令制定について、提案の説明を申し上げます。 議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号は、いずれも平成29年度から当別町非常勤職員取扱要綱に基づく任用に一本化するため、それぞれ個別の任用取扱要領を廃止するものであります。よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。なお、詳細につきまして、管理課長から説明いたします。
教育長	管理課長
管理課長	議案につきましては、74ページから77ページとなります。 今回の任用取扱要領の廃止に至った経緯についてご説明申し上げます。 健康保険、厚生年金のいわゆる社会保険の資格基準が変更されたことに 伴いまして、平成29年度より非常勤職員の勤務時間を現行28時間45 分から29時間10分に変更したところでございます。その際、それぞれ の任用取扱要領につきまして、町長部局の担当となる総務課人事係と協議 を重ねた結果、現在非常勤職員の身分、給与等の取扱を定めた当別町の非

	常勤職員取扱要綱に必要事項がすべて規定されており、個別の要領は今後 必要ないとの判断に至ったため、今回それぞれの要領を廃止しようとした ものであります。 以上、提案にかかる説明といたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第8号、議案第9号、議案第10号、 議案第11号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は原案のとおり決定致しました。
【日程第12】 教育長	日程第12、議案第12号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) ただ今、議題となりました議案第12号、当別町立学校運営協議会の運営等に関する規則制定について、提案の説明を申し上げます。 当別町立学校運営協議会の運営等に関する規則を制定しようとするものであります。 よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきまして、管理課長から説明いたします。
教育長	管理課長
管理課長	議案につきましては、78ページから82ページとなります。 本規則の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6及び当別町立学校管理規則第9条の規定に基づき設置する、学校運営協議会について必要な事項を定める規則でございます。 学校運営協議会の運営に際し、目的、趣旨、所掌事項、意見の申出、委員の任命等必要事項を定めたものでございます。この規則制定後、平成29年度早々に準備委員会での協議を重ね、10月を目途に学校運営協議会を設置する予定となっております。 以上、規則制定にかかる説明といたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。
小林委員	任期のところですが、2年となっているのはどういった理由からでしょ

うか。

管理課長

先だっての学習会では2年任期のところを3年にしてはどうかといった意見もいただいていたところであり、検討をさせていただきました。

確かに3年任期の委員会も存在しますが、大半の委員会については、2 年任期となっています。再任も妨げるものではありませんし、任期満了後、 次の委員として適当であると認められた場合には、引き続き委員をできる ことから、このような提案をさせていただいたところです。

小林委員

学校管理職が2年で異動することが多く、その中で運営協議会の委員も 2年となれば、一度に変わってしまうことが多くなってしまうのではない かと思ったので、お話をさせていただいたのですが、そこの見解はいかが でしたでしょうか。

管理課長

そこも検討をさせていただきましたが、先ほども申し上げたとおり、決して2年の任期満了をもって委員を辞めていただくということではなく、再度再任することによって、4年、6年となりますので、例え管理職の異動があったとしても、適切に対応できるものと考えているところでございます。

小林委員

再任ありきの任期2年と捉えてよろしいですか。

管理課長

運営協議会委員として適任であると判断されれば、4年、6年と続ける ことは差し支えないということであります。

白井委員

第10条第5項に会長は、会議録を作成し、保管するとありますけれど も、会長が議事録をつけるということですか。

管理課長

ここで規定しているのは、会長自ら会議録をつくるのではなくて、最終的に会議録の作成責任者が会長であるということを示しているところです。

白井委員

字面では、そうは受け取れないのですが、どうでしょうか。

管理課長

先ほど申し上げたとおり、作成の作業をすることが会長の役割ではなく、最終的に会議録の決定をすることが会長である。ということになります。

教育長

なければ、質疑を打ち切り、議案第12号は原案のとおり決定してご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第12号は原案 のとおり決定致しました。

【日程第13】

教育長

日程第13、協議案第1号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

(提案の説明)

ただ今、議題となりました協議案第1号、第4次当別町生涯学習推進計画の中間評価について、提案の説明を申し上げます。

平成28年度第4回当別町社会教育委員会において決定した、第4次当 別町生涯学習推進計画中間評価について、委員会に協議をいただこうとす るものであります。

よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細につきまして、社会教育課長から説明いたします。

教育長

社会教育課長

社会教育課長

第4次当別町生涯学習推進計画中間評価案の別冊をお開きください。

1ページに中間評価の趣旨について掲載しております。平成26年度か ら平成30年度までの5ヵ年計画の中間年である平成28年度に中間評 価を行い、進捗状況の点検評価を実施したものであります。2番目に生涯 学習推進計画のイメージ図、3番目には体系図を示しております。2ペー ジをお開きください。中間評価の実施方法について記載しております。ま ず、社会教育委員の事業評価であります。教育行政執行方針に掲げており ます重点事項について社会教育委員の中で担当を決め、事業評価検証を行 っております。また、アンケート調査を行い、6つの発達段階区分に応じ てアンケート調査を実施しました。各区分ごとに100人の調査を目指し 実施しております。先に11ページをお開きください。アンケート調査の 結果について件数を記載しております。最終的な配付総数は、711件で あり、回収数は550件、回収率は77.4パーセントとなっております。 3ページにお戻りいただきたいと思います。3ページから10ページまで は社会教育委員によります事業評価の結果でございます。まず、乳幼児期 であります。番号1ブックスタート、内容及び目的は、一人一人の赤ちゃ んに絵本を開く楽しい体験とともに絵本や読み聞かせアドバイス集を手

渡すもので、平成26年度の社会教育課担当者の評価は5番の高い、方向 性はAの拡大充実、社会教育委員の事業評価の結果は達成度は5の高い、 重要度は5の重要と評価をしております。平成27年度と平成28年度に おきましても同様の評価となっております。このような評価を、2番地域 子育て力活性化事業、3番読書活動を推進、4番巡回図書についても、各 年度ごとの社会教育課担当者の自己評価と社会教育委員の評価について 記載をしております。その下に、成果と課題について記載をしております。 成果につきましては、抽出しますが、絵本を通して親子のコミュニケーシ ョンの促進を図ったり、保護者同士が子育てについて意見交流し学び合う 場をつくることができた。としております。課題につきましては、子育て サークルがなくなってきている現状の中で親同士のつながりが不足して いる現状。また、自主的なサークル活動を復活させるためのきっかけづく りを行う必要があるのではないかといった課題がでております。また、子 どもの読書量の減少が指摘されている中で、幼少期から絵本が身近なもの になるように、家庭での読書活動を啓発したり、巡回図書の貸出を積極的 に行い、子ども達が本と出会う環境整備を行う必要があるとの評価をいた だいているところであります。次のページをお開きください。青少年期の 小学校の部のことを記載しております。1番の通学合宿から次ページ14 番のコオーディネーショントレーニングについて、各事業評価が記載され ております。成果と課題につきましては、通学合宿、リーダー研修会、子 ども会育成事業を通して、リーダーとしての自覚や資質を向上させること ができたという成果を記載しているところでございます。また、課題とい たしましては、子どもの自主性を伸ばしたり、生活習慣の定着を図るため には、家庭でしっかり教育することが大切であり、家庭の教育力を向上さ せる取組を充実させる必要があるというように捉えているところでござ います。次の6ページをお開きください。青少年期の中学校については、 1番のリーダー及び育成指導者研修会から10番のコオーディネーショ ントレーニングまで各事業評価を記載しているところでございます。次の ページの成果と課題については、ジュニアリーダーの育成、社会教育事業 に積極的に参加することで地域貢献への意識を高めることができたとい う成果をいただいているところです。また、中学校のテストに合わせて放 課後学習会を実施し、多くの生徒が参加しテスト対策を行う機会をつくる ことができたという成果がでております。また、課題としては、リーダー シップを磨く機会を充実させていくことが今後必要である。また、土曜教 室では、中学生向けの内容がなかなかうまくいっていないという現状もあ り、中学生に対しては、もっと参加してもらえる工夫が必要でないかとい うことと、特に学期末試験に対応した模擬講座などを実施し、中学生の基 礎学力向上を図る必要があるのではないかという課題をいただいており

ます。8ページをお開きください。青少年期の高校生のところです。番号 1番のジュニアリーダーの指導・育成等から4番の小中高大連携タウンミ ーティングまで事業評価をいただいている結果が記載されております。 成 果については、ことぶき大学とのイベント交流や総合体育館のガーデニン グ設置活動については、高校生の学んだ成果を披露する機会となり、学習 意欲を高めることができたということでございます。課題といたしまして は、当別高校で実施しておりますフットパス事業など高く評価できる内容 もあり、町内の参加者が少ない状況であることから、ことぶき大学と連携 して、交流する機会を拡充したり、町民に広く周知を図る必要があるので はないかという課題があります。右ページには成人期が掲載してありま す。1番の町民自主企画講座から6番のコオーディネーショントレーニン グまで事業評価を掲載してあります。成果と課題につきましては、文化祭 の実施、町民が文化・芸術に触れる機会をつくるとともに、町民が文化・ 芸術活動を活性化させ、意欲を高揚させることができたという成果をいた だいているところです。課題としては、文化祭の関係団体が高齢化が進み、 若い世代の参加が少ない状況にあり、町内の各学校や子ども会と連携し、 幅広い年齢層が参加する文化祭を目指す必要があるのではないかといた だいているところでございます。10ページをお開きください。熟年期で ございます。1番の高齢者学園「ことぶき大学」から6番のコオーディネ ーショントレーニングまで事業評価をいただいているところであります。 成果と課題につきましては、ことぶき大学では、教養、親睦、交流等を目 的とした講座を実施し、受講者の参加率、満足度が高く、学習意欲を高め ることができました。課題につきましては、男性受講者が少ないため、熟 年期の男性にも魅力的な講座を企画したり、情報が届くような工夫をする 必要があるといただいたところでございます。11ページにはアンケート の結果でございます。12ページから27ページまでは各アンケートの結 果が記載されております。各ページの下段に結果のまとめを記載させてい ただいております。乳幼児期においては、「ブックスタート等の読書週間 の啓発」や「認定子ども園、保育所との連携」については高い評価をいた だいているという状況を分析しているところであります。15ページは青 少年期の小学生ですが、こちらでは、「望ましい食習慣と食育の充実」「家 庭内のコミュニケーション、役割分担の確立」が評価が高かった項目でご ざいます。18ページには、青少年期の中学校であり、「読書指導」「食 育」「安全教育」の分野では高い評価をいただいたところでございます。 21ページには青少年期の高校生です。高校生では、残念ながら情報提供 や意識の啓発不足、学習機会の不足等が大きな要因としてわからないとい う回答が多かったということが特筆すべき事由となっています。多くの生 徒が参加できる事業を企画したり、参加者が全校生徒に還流する方法など

を工夫する必要があるのではないかと分析しているところであります。 23ページには成人期の結果をまとめております。「サークル活動の充実」 「安全な生活、防犯・防火・防災活動の実践」など評価が高かった項目が ございます。26ページには熟年期のアンケートの結果を載せておりま す。「生涯スポーツや健康活動の充実」「芸術・文化に親しむ活動の促進」 では評価が高いと分析しているところでございます。28ページから31 ページにつきましては、アンケートからいただいている要望事項を載せて いるところでございます。最後32ページに今後の方向性をまとめており ます。乳幼児期では、「地域子育て力活性化事業」や「学びカフェ」を中 心に、親同士、子同士が交流を深める取組を継続し、体験活動の機会提供 など、情報提供に工夫しながら支援していくことが必要であると考えてい るところでございます。小学生期では、放課後学習会や土曜教室、当別 KIDS インターナショナルクラブの内容を拡充することや、学習習慣の定 着、基礎学力の向上、英語体験の拡充を図っていく必要がある。また、そ の土台となる基本的生活習慣の確立や豊かな心、たくましい体の育成に努 める必要があると考えております。中学生期では、学校と連携を取り、学 校支援地域本部を活用し、働くことの意義や職業についての学習機会を提 供するなど、キャリア教育の支援を行っていく必要があると考えておりま す。高校生期では、高校と連携し、フットパス事業のような地域の人と交 流しながら当別について学ぶことができる事業を積極的に推進し、町民と の交流機会を拡充していく必要があると考えております。成人期では、熟 年期を前に健康・体力増進、趣味の拡充、様々な世代や地域社会との交流 を図るための取組が必要である。また、熟年期では、学習機会の提供、異 世代間交流を含めた交流機会の提供を通して生きがいづくりを図りなが ら、地域の教育力の向上を図っていく必要があるというようにまとめてい るところでございます。

今回の中間評価案については、教育委員の皆様には、4月14日金曜日までに質問やご意見がありましたら、社会教育課にご連絡をいただければと思います。以上のことをまとめて、次回の教育委員会定例会でご承認をいただくことで進めたいと考えております。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。

小林委員

この中で、4.5という評価が結構ありますけれども、4.5というのは、4ですか、5ですか。どちらで捉えていけばよいのでしょうか。

社会教育課長

社会教育委員や社会教育課担当者が4のやや高いと5の高いの中間ぐらいと判断したところが4.5としているところでございます。

小林委員

判例のところに4.5というのがないので、どちらに捉えたらいいのかなと思いましてご質問をしましたが、今の回答であれば、4.5はすべて5にしてはだめなんでしょうか。

社会教育課長

社会教育委員、社会教育課担当者それぞれの見識の中での数値として出されたところなので、こちらとしては4に下げたり5に上げたりということではなく、出されたまま掲載したところです。

教育部長

小林委員の言われることがごもっともなことだと思います。次年度ここにつきましては、4か5のどちらかで評価を付けていただくようにしていきたいと思います。

武岡委員

自由記述は一番最後にあるのですが、すごくいいことだと思います。あまりにザクッとしすぎのアンケートとか書いてありますけれども、私はそうは思いません。全体を通してみたら、当別の実態が分かるアンケートで素晴らしいなと思います。細かいことにつきましては、4月14日までに質問させていただきます。

白井委員

14日までの意見は、第5次の計画に向けた要望もいいのでしょうか。

社会教育課長

平成31年度以降の第5次のことをどのように考えていくかということも今回の中間評価から3年前に定めたところから社会教育行政が変わって町民の皆さんの意識が変わっているところだとかを少しずつ反映していかなければならないというところも視野に入れて第5次ということを考えなければならないので、そういった部分では、今回の評価を得て、教育委員さんのこういった形にしたほうがいいのではないかというご意見があれば、事前に教えていただければ、私たちも第5次のどのように進めていくかを考える一つの手段として参考にさせていただきたいと思います。

白井委員

平成30年度には新しい生涯学習推進計画の策定に着手する予定でしょうか。

社会教育課長

平成29年度の途中から策定作業を開始し、平成30年度には策定を終え、平成31年度から実施する予定になります。

寺田委員

7ページの課題のところで、学期末試験に対応した模擬講座と書いてあるのですが、模擬講座というのはどのようなものなのかというのを教えて

ください。

社会教育課長

模擬講座自体は、期末試験の範囲部分を視野に入れた基礎学力の向上に 向けた土曜講座を開く予定となっております。

武岡委員

模擬という言葉から模擬テストというイメージがついて、試験対策なの かなという受取られるのではないか。

寺田委員

イメージとして、土曜講座に参加した子と参加しなかった子に差がでそうな感じを受けます。これに参加した人はテスト内容がなんとなく分かるようみたいなイメージになるので、どうなのでしょうか。

白井委員

具体的にはドリルをやらせているのでしょう。

社会教育委員

まだ、実施していません。平成29年度には、テスト形式を取り入れて解釈をいれながら親切に教えるというものを土曜学習会のなかで実施していこうと考えております。

教育部長

平成29年度の教育長の予算概要の説明にも入っているのですが、民間講師を活用した講座を設ける。その中で、期末テストのエリアに合ったテストを学習会で行い、その解答であるとかの講座を開く予定をしています。学校の先生にもどこかの分野でお手伝いいただくことは想定していますけれども、基本は、民間の方によるテストをして、その後テストの問題の解き方をやる予定であります。必ずしも学期末テストの問題を予想してテストをするということではありませんけれども、ただやはり期末テストのエリアが決められますので、ある程度は想定して行うことが予想されます。当然参加した方に何か特典が付くというものではありませんけれども、参加した方は勉強がより進み、理解の深度が深まることを期待して実施を考えているところであります。

寺田委員

学習会のネーミングを工夫したほうがいいのではないかと思いました。

教育長

委員のご指摘では、模擬講座という形で募集するのはどうかということ ですが、実際募集する段階でこの名前を使いますか。

社会教育課長

この名前をそのまま使うことはいたしません。

武岡委員

土曜教室の件ですが、来年度の見通しはどの程度できていますか。それ

によって、14日までの意見にどこまで書いたらいいのか考えたいと思いましたので。というのは、受講者の集め方や、講座の中味とか、これをみたら直接体験が必要だとか、動植物とふれあいたいとか意見もあったものですから、そうするとどちらかへ現地学習へでかけるとか、学校でできないようなことを入れてあげるとか、子ども達にとってもいいかなと、バスの問題とかもあるのですが。具体的な中味が大分詰まっているのかどうか、意見があって伝えたときに、一応聞いていただけるのかどうかがあったものですから。

社会教育課長

土曜学習会の今ご指摘いただいた部分については、日程的なものも期末 試験に対応した土曜日など限られるものですから、そういった部分での話 は学校と詰めているものですから、どういう形でやろうかという素案とい うのはもってくるのでそのままいくかどうか学校と詰めなければいけな いところはあるのですが、予定としては、日程的な原案はもっているので、 こういう予定ですということでお知らせすることはできます。

小学生向けのこれまでやっている年間10回の体験を中心とした土曜 教室については、平成29年度も平成28年度並みの10回程度の体験も のとして実施する方向でおります。内容的には考察中ですので、お聞きし て活動できるものなのかどうかを検討することはできる状態にあります。

小林委員

事業効果にあるふつうというのは、事業の効果が当初の想定どおりということでよろしいのでしょうか。

社会教育課長

お見込みのとおりです。

教育長

なければ、質疑を打ち切り、協議案第1号は原案のとおり了解してご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第1号は原案の とおり了解致しました。

【日程第14】

教育長

日程第14、協議案第2号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

(提案の説明)

ただ今、議題となりました協議案第2号、当別町保育に関する条例並び に子ども・子育て支援法及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則制 定について、提案の説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び国の定める特定教育・保育施設に係る利用者負担上限額の引き下げ等のため、規則の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきまして、子ども未来課長から説明いたします。

教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

それでは私の方から説明いたします。議案については84ページ。それ に併せて別冊の95ページ。新旧対照表をご高覧いただきたいと思いま す。本規則につきましては、保育所などの利用申請の届出、或いは保育料 等を明示する規則でございますが、今回の改正では大きく2つのポイント で改正を実施するものであります。1点目につきましては、別冊95ペー ジ第7条第2項で保育所の入所申込をした際に、受入の空きがないなど入 所ができないような場合に、これまでは、保育所入所不承諾通知書を申込 者に通知しておりました。保護者の心情等に配慮をする必要がある旨国か ら通知があり、保育所入所保留通知書と通知書の表現を改めようとするも のです。次に2つ目のポイントとしまして、国の幼児教育の段階的無償化 の取組として、平成29年4月より低所得者に対する保育料の低減が図ら れることになりました。別冊96ページをご高覧いただきたいと思いま す。保育料の軽減につきましては、96ページ第14条第3項非課税世帯 の第2子にかかる保育料無料の条文につきましては、これまで町独自で無 償化をしておりましたが、この度、国の基準で無償化となることから本規 則での記載の必要がなくなり、この条文を削除しようとするものでありま す。なお、保育料金の軽減につきましては、次の97ページをご高覧願い ます。こちらの表については、1号認定子どもいわゆる幼稚園児にかかる 保育料表になりますが、表の中でアンダーラインで引かれている第3階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の対応ですが、この階層は年 収でいきますと約360万円未満の世帯層で、この階層のうち、ひとり親 世帯等にかかる保育料がこれまで月額4,950円という設定でございま したが、国の基準変更に伴いこれを3,000円に引き下げようとするも のでございます。次に98ページをご高覧願います。こちらの表につきま しては、保育所にかかわる保育料表になります。こちらにつきましても、 下線の引かれている箇所が変更部分となりますが、幼稚園同様年収約36 ○万円未満の世帯。表の中のC5階層以下のひとり親世帯にかかる保育料 を国の定める基準以下に引き下げようとするものであります。この度の保 育料の軽減につきましては、先般2月27日に開催いたしました当別町子 ども育て会議で審議をいただき、承認を受けましたのでこの度定例教育委

	,
	員会に協議案として上程したものでございます。 よろしくご審議いただきますようお願いします。
教育部長	以前にもご説明をさせていただきましたので、委員の皆様におかれましてはご理解していただいていることとは思いますけれども、教育委員会の規則におきまして、直接議案となって提案させていただくものと、子ども未来課におきましては、協議案として提案させていただくものについては、教育委員会単独において決定ができるものとなっております。子ども未来課におきましては、町長部局側の業務をそのまま持っておりますので、教育委員会の中で協議いただき了承いただいた後、町長部局側で決定する手続きとなることから、議案という提案の仕方と、協議案という提案の仕方が出てくるということでございますので、再度ご承知置きいただきますようお願いします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第2号は原案のとおり決定してご異 議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第2号は原案 のとおり了解致しました。
【閉会の宣言】 教育長	以上で、平成29年第4回当別町教育委員会定例会を閉会致します。
本庄教育長	引き続き、事務局から報告・連絡等をお願いします。 ◆管理課長より説明 ○平成29年3月議会定例会について ○卒業生進路及び就学状況について ○小・中学校入学式について ○教育関係機関合同歓迎会について ○教育委員会歓送迎会について ◆社会教育課長より説明 ○平成29年3月議会定例会について ○各種社会教育事業の実績について ○各種社会教育事業の実績について ◆子ども未来課長より説明 ○平成29年度ふとみ保育所、夢の国幼稚園入所申込状況について
本庄教育長	次回の定例会の日程は、平成29年4月19日(水)午後3時から役場 庁舎3階の中会議室で行いますので、宜しくお願いします。

以上で、すべてを終了させていただきます。お疲れ様でした。

閉会 午後4時30分